

大和市告示第59号

大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱を次のように定める。

令和4年3月30日

大和市長 大 木 哲

大和市中企業信用保証料補助要綱の一部を改正する要綱

大和市中企業信用保証料補助要綱（平成21年大和市告示第152号）の一部を次のように改正する。

附則第2項の見出し中「令和2年」を削り、同項中「大和市中企業融資制度要綱」を「市要綱」に、「同要綱」を「市要綱」に改め、附則に次の1項を加える。

- 3 令和4年4月1日以後に市要綱別表第1に掲げる大和市中企業事業資金に係る市要綱第8条第1項の規定による申込みを行い、同条第2項の規定による認定を受けた者であって、令和5年2月28日までに第6条の規定による申請をしたものに対する第5条第1項の規定の適用については、同項中「50パーセント」とあるのは「100パーセント」と、「100,000円」とあるのは「300,000円」とする。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。